

# 学校図書館と個人情報・ プライバシー保護

— 神奈川県の高校図書館を事例として —

沖縄国際大学総合文化学部 准教授 山口真也

平成19年8月7日(火)  
平成19年度県立学校 学校司書等研修講座

# はじめに

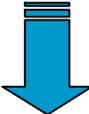
- 1980年代末、個人情報保護条例の施行を背景として、県立学校の貸出記録の管理方法が問題視される。
- 教育委員会と学校図書館員との協議の結果、①貸出記録を個人情報として評価、②その用途を「資料管理」に限定、③教育指導とは切り離し、④資料返却後、貸出記録を残さない「ブラウン式」へ一斉変更
- その後、学校図書館を取り巻く環境は大きく変化。貸出記録の管理・利用についての意見も多様化しつつある。



個人情報保護に先進的に取り組んできた神奈川県の高校図書館関係者は、こうした状況についてどのように考えるのか？

# 本日の発表内容

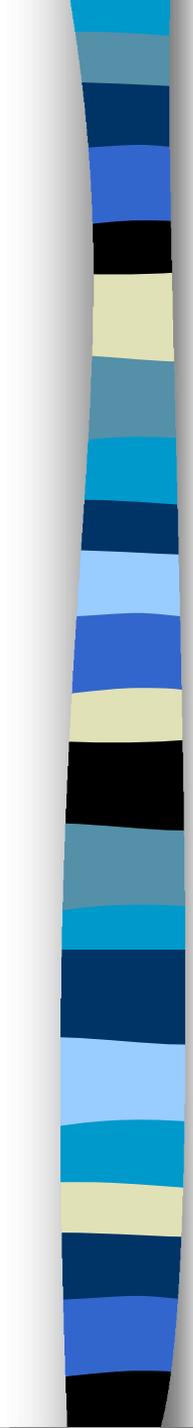
- 個人情報保護について基本概念を整理
  - ① 個人情報とは何か？
  - ② 個人情報保護の方法
  - ③ 個人情報保護義務違反に対する罰則



- 神奈川県個人情報保護条例と学校図書館の関わりを解説



- 調査結果の報告と問題提起・質疑応答



# 個人情報保護とは？

# 「個人情報」とは何か？ 大きく2つに区別される

秘密、そっとしておいてほしい情報

個人情報＝(生存する)個人に関する情報の全て

## ① 個人識別情報

＝個人に関する客観的な事実

氏名、住所、電話番号、メールアドレス(特定できるもの)、身体的特徴、写真など

## ② センシティブ(機微な)情報

≒評価情報、プライバシー情報

医療・健康情報

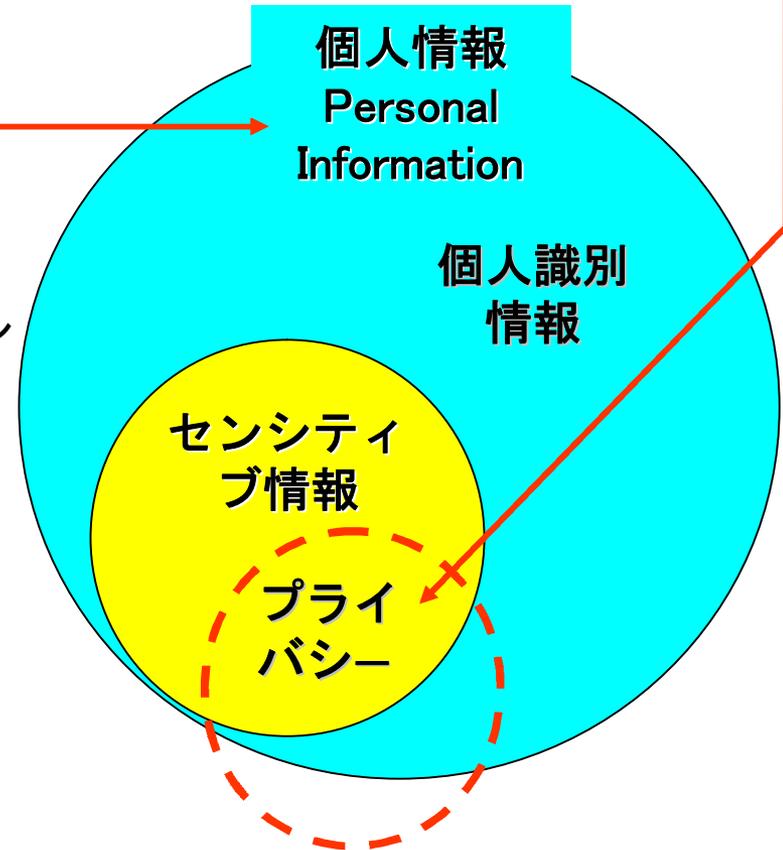
個人の経歴・社会的活動

家族関係・交友関係

信用情報・財産情報

個人の内心などに関する情報

(思想、趣味、主義、興味関心、信仰、支持政党)



図書館も個人情報保有機関

# 個人情報保護法令と図書館の関係

## 図書館の設置主体によって適用される法令が異なる

- 国立の図書館(国立大学・国立学校図書館)
  - 独立行政法人個人情報保護法
- 私立の図書館(私立大学・私立学校・私立公共・民間企業の専門図書館)
  - 個人情報保護法
- 公立の図書館(公立大学・**公立学校**・公立公共図書館)
  - 各自治体の個人情報保護条例 **神奈川県個人情報保護条例**
- その他の図書館(省庁の図書館等)
  - 行政機関個人情報保護法
  - 個人情報保護法の基本法部分(努力目標)

法令の内容は基本的には同じだが、異なる部分もある  
図書館員は適用法令の内容をしっかりと学ぶ必要がある

# 個人情報保護を保護する具体的な方法

## ■個人情報保護の原則 ×プライバシー保護

「秘密を守る」だけではない！

### ①個人情報の取得(収集)

目的明確化の原則(収集する目的を通知する)

収集制限の原則(不要な情報は集めない)

＜例＞貸出登録の際に保護者の氏名や職業を書かせる、コピー申し込み用紙に住所を記入させる

### ②個人情報の利用

利用制限の原則(目的外利用の禁止)

＜例＞貸出記録をタネに噂話、住所ののぞき見

### ③個人情報の管理

安全管理の原則(外部提供、漏洩の禁止)

＜例＞学校図書館員が移動図書館(公共図書館)からの督促依頼を引き受ける

# 個人情報保護義務違反への罰則

## 外部提供・盗用に対しては罰則もある(神奈川県の場合)

### ●個人情報保護条例による罰則

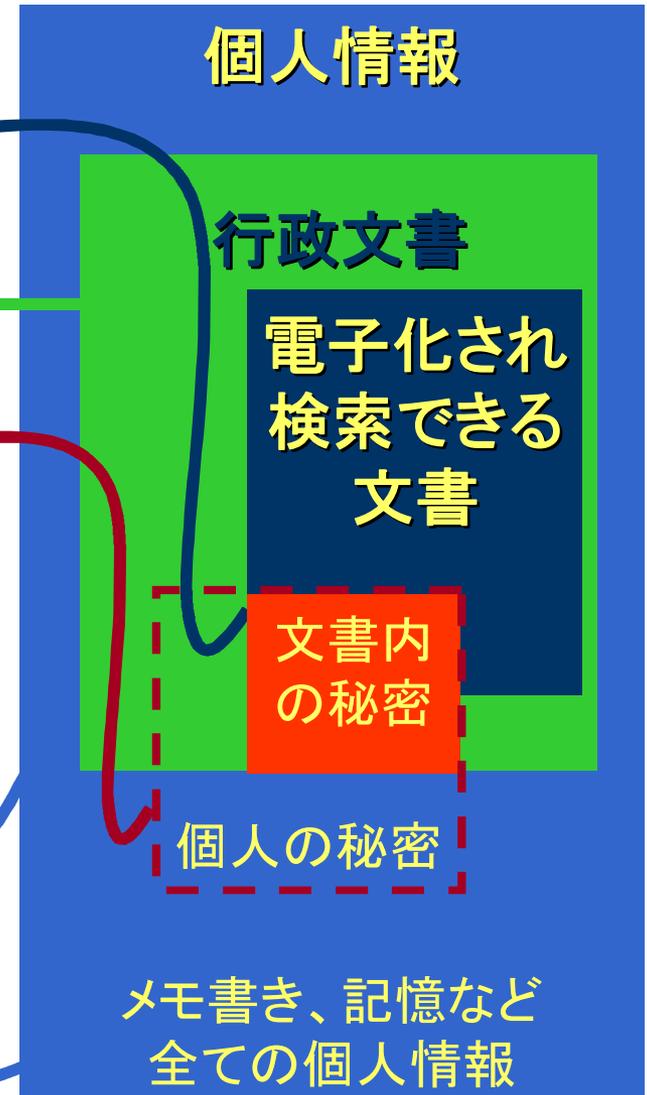
- 行政文書に記載された個人情報(個人の秘密)で、電子計算機を用いて検索できるものを外部提供 → 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(第63条)
- 行政文書に記載された個人情報を不正な目的で提供・盗用 → 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第64条)
- 個人の秘密に属する事項が記録された文書等を職務用以外に収集 → 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第65条)

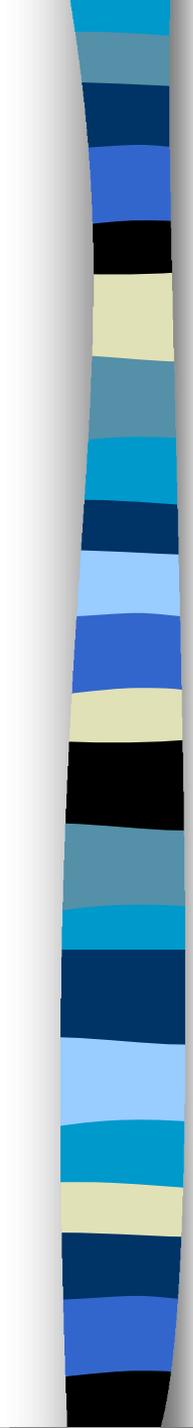
### ●地方公務員法による罰則

- 行政文書以外の、業務上知り得た秘密を外部提供 → 一年以下の懲役又は三万円以下の罰金(第60条)

### ●民法による賠償責任

- 行政文書以外の個人情報を外部提供・目的外利用 → 民法上の不法行為に該当すれば、損害賠償責任(第709条)





# 神奈川県個人情報 保護条例と 学校図書館との関わり (貸出記録を中心に)

学校図書館ではどのようなこと  
に気をつければいいの？

# 第7条 目的明確化

- 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。第4号において「個人情報記録」という。）を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 個人情報記録から検索し得る個人の類型
- (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項

(中略)

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(中略)

- 5 実施機関は、個人情報事務登録簿を一般の縦覧に供さなければならない。

## 第7条 目的明確化

- 行政文書を使用する事務については、「個人情報取扱事務登録簿」を作成、**事業ごとに目的、対象、個人情報**の種類等を届け出ること、
- 登録簿を閲覧できる状態に置くことが義務づけられている。
- 神奈川県では学校図書館の貸出業務も登録され、**インターネットで閲覧**できるようになっている。

実施機関コード		部署名	所属コード	登録番号		
40		教育局	4001	1990-4001-032		
登録年月日	1990年10月1日	開始年月日		変更年月日		
登録主管課	教育局総務課					
所管室課所	各県立学校、総合教育センター					
個人情報取扱事務	図書貸出事務					
目的	図書館資料を生徒・教員及び学習施設利用者の利用に供する					
根拠法令等	学校図書館法、各県立学校図書館利用の心得等					
個人情報記録から収集する個人の類型	児童・生徒及び図書館利用者の個人情報					
個人情報を取扱う目的	図書貸出しの把握及び返本請求のため					
個人情報の項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 意見 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他
思想・信条等の個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分	取扱い理由	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 審議会意見 類型：[ ] 個別：[ ] (法令の名称等)	条例第6条	
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (根拠：条例第9条第3項第号[該当]) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他[ ]	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 第三セクター <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他[ ]			条例第8条	
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名	図書館管理システム	<input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有[審議会意見]	条例第10条	
個人情報を利用する範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 所管室課所のみ <input type="checkbox"/> 所管室課所以外[監課所名]				条例第9条	

- ・図書館資料を生徒・教員及び学習施設利用者の利用に供する
- ・図書貸出しの把握及び返本請求のため

## 第7条 目的明確化

ちなみに、他の自治体では図書館関係はいい加減に登録されていることも多い(届け出そのものがない場合も)

個人情報取扱業務届出書

石垣市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号	1	担当課等	石垣市立図書館			
業務の名称	図書館業務					
業務の目的	図書館業務を円滑にするため					
個人情報の対象者	全市民					
個人情報内容	戸籍の事項	経歴・活動	心身の状況	財産・経済	思想・信条	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格免許 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 加入団体 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 検診結果 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 血液型 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 課税額 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 滞納状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 紛争内容 <input type="checkbox"/> その他
個人情報管理責任者	石垣市立図書館長					
収集等の開始年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 新規 ( 年 月 日 )					
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 / <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 公知性 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 他の地方公共団体等 <input type="checkbox"/> 審議会					
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期 ( 月 ~ 月 ) / <input checked="" type="checkbox"/> 随時					
個人情報の記録形態	<input type="checkbox"/> 文書等 <input type="checkbox"/> 磁気テープ等 <input type="checkbox"/> 録音テープ等 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
電算処理の有無・結合	<input type="checkbox"/> 有 (オンライン結合 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) / <input checked="" type="checkbox"/> 無					
経常的な目的外利用等の相手先	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関等 <input type="checkbox"/> 国等 <input type="checkbox"/> その他 ) / <input checked="" type="checkbox"/> 無					
備考						

(注) □のある欄は、該当する□内にレ印を記入すること。

- 沖縄の自治体では学校図書館関係の届け出はなし。
- 石垣市立図書館の登録では、「図書館業務」で届け出があり、目的は「図書館業務を円滑にするため」。
- サービスごとに分けられておらず、目的も不明確。
- 総務課に問い合わせたところ、「これではダメ」という返答。(2005年8月確認)

## 第7条 目的明確化

- 行政文書を使用する事務については、「個人情報取扱事務登録簿」を作成、**事業ごとに**目的、対象、個人情報の種類等を届け出ること、
- 登録簿を閲覧できる状態に置くことが義務づけられている。
- 神奈川県では学校図書館の貸出業務も登録され、**インターネットで閲覧**できるようになっている。

実施機関コード		部署名	教育局	所轄コード	4001	登録番号	1990-4001-032	
登録年月日	1990年10月1日	開始年月日		実定年月日	2006年4月1日			
登録主管室課	教育局総務課							
所管室課所	各県立学校、総合教育センター							
個人情報取扱事務	名 称	図書貸出事務						
	目 的	図書資料を生徒・教員及び学習施設利用者の利用に供する						
	根拠法令等	学校図書館法、各県立学校図書館利用の心得等						
個人情報記録から検索し得る個人の種類	児童・生徒及び図書利用者の個人情報							
個人情報を取り扱う目的								
図書貸出の把握及び返本請求のため								
個人情報の項目名	基本的项目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目		
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相対内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他		
	思想・信条等の個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分	取扱い理由	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 審議会意見 [附記: [理由]: [日時]: ]	条 例 第5条		
	個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 [選定:条令第9条第3項第5号該当] <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他[ ]	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他[ ]	条 例 第9条				
	電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	システム名	図書貸出システム				条 例 第10条

神奈川県個人情報事務登録簿の検索・閲覧

Microsoft Internet Explorer

アドレス http://k-base02.pref.kanagawa.jp/koinjoho/jimu\_search.html

神奈川県 KANAGAWA | 県の運営情報 | 暮らし・交流 | ビジネス・働く

個人情報事務登録簿の検索・閲覧

- 検索方法
  - 検索条件を入力して、実行ボタンをクリックしてください。
  - すべての検索項目について条件を入力する必要はありません。
  - 検索条件は、一部の入力でもかまいません。  
例) 登録主管室課へ「生活」と入力する。  
→ 登録主管室課が「消費生活課」、「生活情報課」、「生活衛生課」の登録事務が表示されます。
  - 複数の検索条件を入力した場合は、入力した条件すべてに該当するものが表示されます。  
例) 部署名「総務部」、個人情報取扱事務の名称に「管理」と入力する。  
→ 総務部内の各室課所で、個人情報取扱事務の名称の一部に「管理」とある登録事務(庁舎管理事務、後の取納管理事務等)が表示されます。(「総務部」のみ、または「管理」のみに該当する事務は表示されません。)

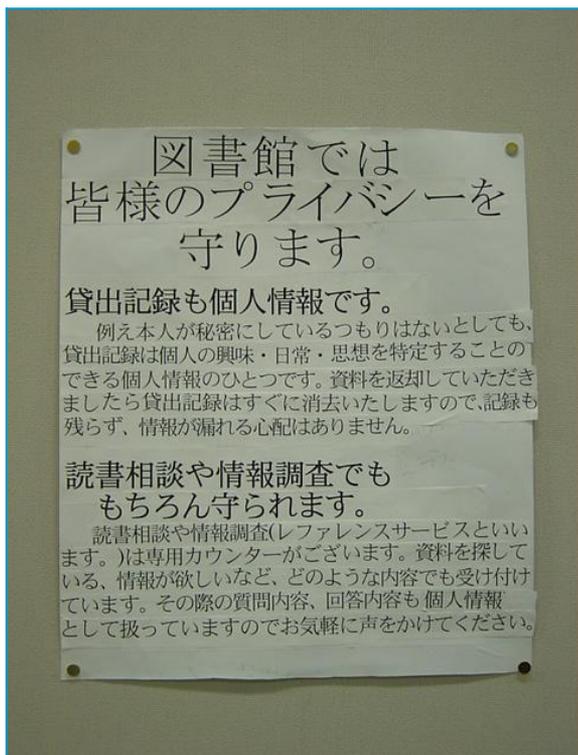
部署名	
登録主管室課	
所管室課所	
個人情報取扱事務の名称	

実行

ページが表示されました

## 第7条 目的明確化

ただし、検索が難しく、理解するには一定の知識が必要。(利用者には伝わりにくい)



パンフレット、ポスター、図書館だよりなどを用いて、利用者に分かりやすく伝える工夫を。

# 第8条 収集制限

- 第8条 実施機関は、個人情報収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとしなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
  - (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
  - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
  - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
  - (5) 他の実施機関から次条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
  - (6) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより県の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。(以下、省略)

## 第8条 収集制限

### ①事業の遂行に無関係な個人情報の収集禁止

- 利用者から個人情報を図書館が収集する目的は「図書貸出しの把握及び返本請求のため」(公共物の管理・財産管理)。
  - ①貸出の目的を聞く、②保護者の名前や職業を聞く、③個別の顔写真を撮影 などは無関係

### ②適法、かつ公正な手段で収集

### ③本人からの収集を原則とする(本人同意が必要)

- 事務の流れその他客観的事実から本人の同意が明らかである場合は、本人同意があると解釈されるため、学校全体であつめた名簿情報を貸出業務に利用することは可能。
- ただし、氏名、クラス番号、住所、電話番号等、一般的な識別情報のレベルであることが条件。

# 第9条 利用及び提供の制限

- 第9条 実施機関は、個人情報収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
  - (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
  - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- 2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。(後略)

## 第9条 利用及び提供の制限

### ①取り扱い目的以外での「利用」

- 個人情報保有する実施機関の内部において当該個人情報を本人に通知した以外の目的で使用する。＜例＞貸出記録を生徒理解や読書指導のための資料として活用する、進路指導の資料とする

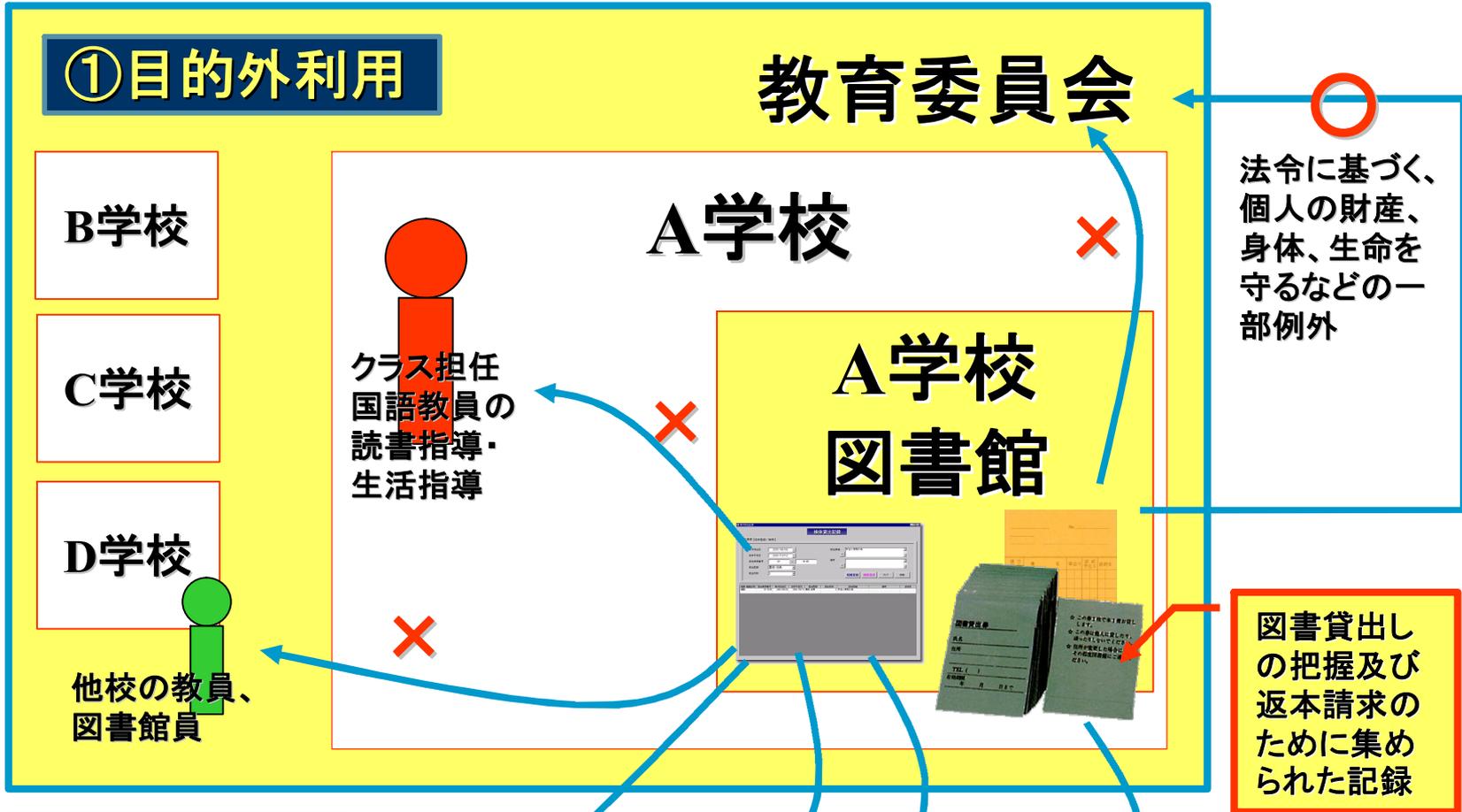
### ②取り扱い目的以外での「提供」

- 個人情報保有する実施機関が当該実施機関以外の者にその情報を渡すこと。＜例＞貸出記録を就職内定先へと提供する、保護者からの問い合わせに答える

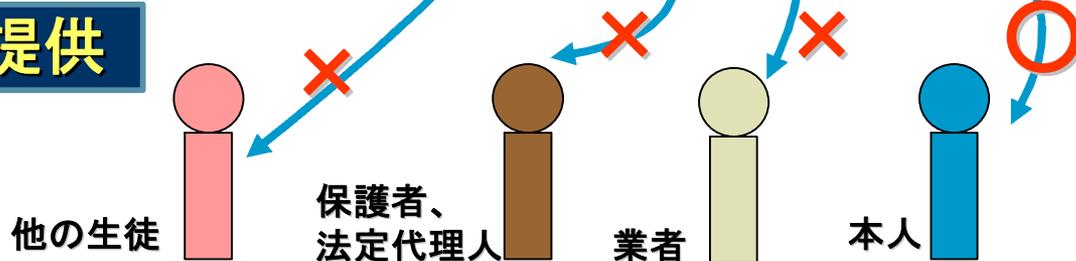
本人同意がある場合、または一部例外を除いて、全て禁止

# 第9条 利用及び提供の制限

## ①目的外利用



## ②外部提供

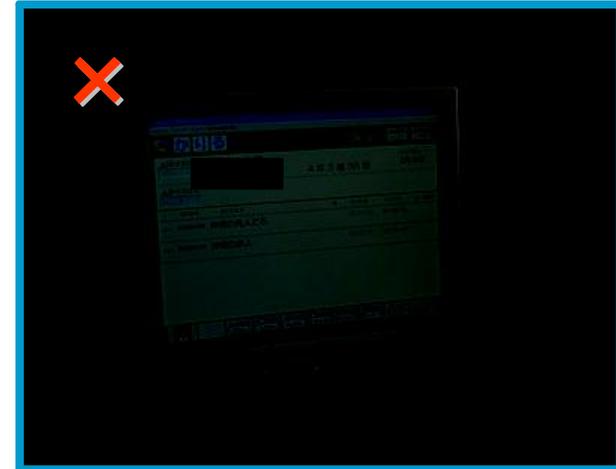


# 第11条 安全性の確保措置

- 第11条 実施機関は、その保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。  
(後略)

**意図せざる提供＝漏洩／提供とは区別される**

- 施設及び設備などの物理的な保護措置が求められる。
- 本の裏表紙に氏名が残されたり、あるいは、カウンターの個人カードに貸出記録が残され、不特定多数にのぞき見られる状態を放置しないこと



↑簡単な操作で貸出履歴が表示される



↑カードボックスが入り口近くに配置

## 第11条 安全性の確保措置

### ①カード式の場合ーブラウン式だから安心？

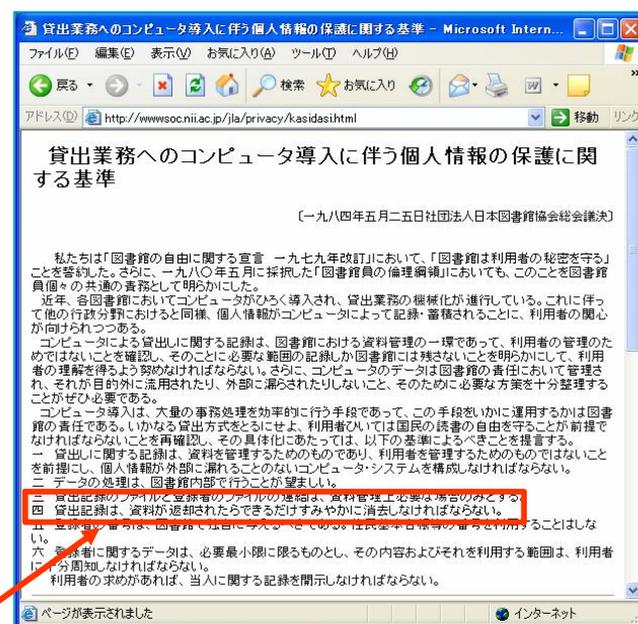
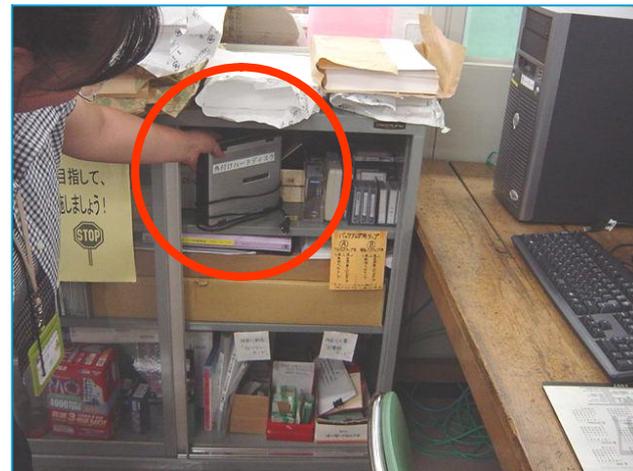
- ブラウン式へ変更し、返却後の貸出記録の漏洩を防ぐ。
- 神奈川県では1990年より全県的に実施されているため、安心と思われるが.....
- **貸出中の**貸出記録も当然保護対象
- 漏洩を防ぐために、**鍵のかかる引き出し**やボックス、(なければ)事務室に片づける必要がある。



## 第11条 安全性の確保措置

### ②コンピュータ式の場合ーコンピュータだからこそ心配

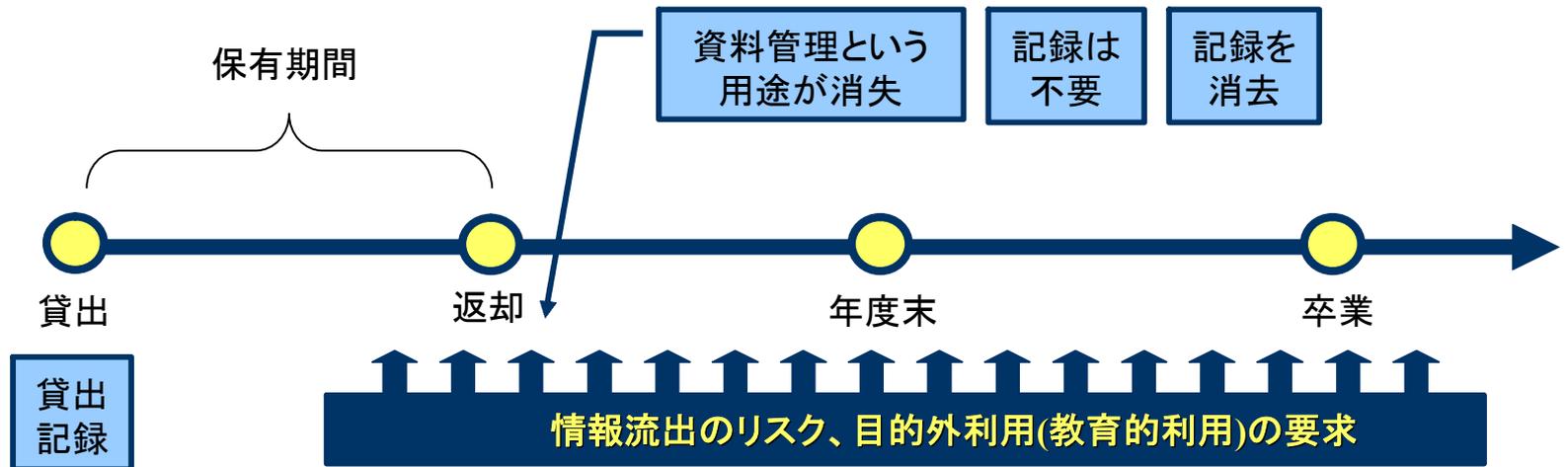
- 貸出記録はデジタルデータとして保有、コピーが容易であり、ネットワーク上に漏洩したら、流出を防ぐ手だてがない。
- 神奈川県では、2005年に外付けハードディスクにデータを保存し、閉館時に鍵のかかる場所に片づけることが義務化。
- 日図協の「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」では、「資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない」とされている。



## 第11条 安全性の確保措置

### ②コンピュータ式の場合－返却時消去の必要性

- 神奈川県では、貸出記録の用途は「図書館資料を生徒・教員及び学習施設利用者の利用に供する」ことに限定されている。つまり、返却後の用途は特にはないはず。
- 返却後は、ハードディスクから消去した方がより安全。



# 第6条 取扱の制限

- 第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分

## 第6条 取扱の制限

# 貸出記録は思想・信条の記録と言われるが、 貸出記録を取り扱ってよいのか？

- 『かながわの個人情報保護ハンドブック』には、学校図書館関係の届け出がない。

## かながわの 個人情報保護 ハンドブック

平成18年版

神奈川県県民情報  
公開課

- ①「作文コンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に含まれる思想、信条、宗教等の取り扱い制限事項に関する個人情報を取り扱う場合」(全て)
- ②「進学奨学金関係事務」(社会的身分)
- ③「生徒指導事務」(宗教)
- ④「県立学校事故処理事務」(思想・信条、宗教)

## 第6条 取扱の制限

# 貸出記録は思想・信条の記録と言われるが、貸出記録を取り扱ってよいのか？

- 登録簿では、貸出の際に集める情報は、単に氏名、生年月日、住所・電話番号、学業・学歴、職業・職歴のみとなっている。

	基本的項目	心身の状況	
個人情報 の項目名	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号	<input type="checkbox"/> 健康・病歴	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 障害	
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 身体状況	
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 精神状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 本籍・本籍地	[ ]	
	<input type="checkbox"/> 国籍	[ ]	
	<input type="checkbox"/> 続柄	[ ]	
		<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
		思想・信条等の個人情報の取扱い	

思想・信条等の個人情報  
は取り扱っていない  
ことになっている

個人情報事務登録簿						
実施機関コード	40	部局名	教育局	所属コード	4001	
登録番号	1990-4001-032					
登録年月日	1990年10月1日	開始年月日		変更年月日	2006年4月1日	
登録主管室課	教育局総務課					
所管室課所	各県立学校、総合教育センター					
個人情報取扱事務	名称	図書貸出事務				
	目的	図書館資料を生徒・教員及び学習施設利用者の利用に供する				
	根拠法令等	学校図書館法、各県立学校図書館利用の心得等				
個人情報記録から検索し得る個人の類型		児童・生徒及び図書館利用者の個人情報				
個人情報を取扱う目的		図書貸出しの把握及び返本請求のため				
個人情報 の項目名	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号	<input type="checkbox"/> 健康・病歴	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資産状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 収入状況	
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 納税状況	
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 精神状況	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 取引状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 本籍・本籍地	[ ]	[ ]	<input type="checkbox"/> 賞罰	[ ]	
	<input type="checkbox"/> 国籍	[ ]	[ ]	<input type="checkbox"/> その他	[ ]	
	<input type="checkbox"/> 続柄	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
		<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教	<input type="checkbox"/> 法令	<input type="checkbox"/> 審議会意見
		思想・信条等の個人情報の取扱い		<input type="checkbox"/> 人種及び民族	<input type="checkbox"/> 取扱い理由	<input type="checkbox"/> 事例第6条



## 第6条 取扱の制限

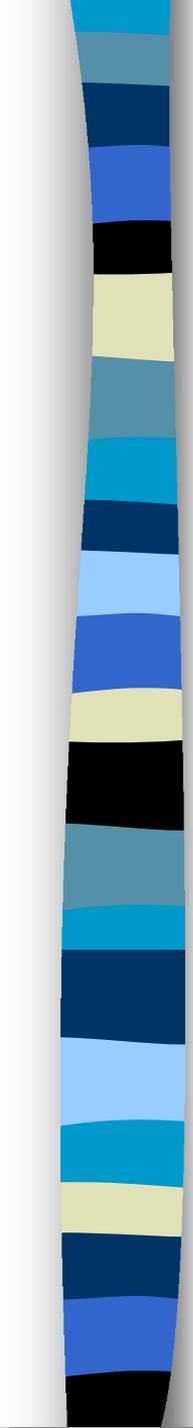
### このままでよいのか？

- 氏名や住所、電話番号などは、教員や保護者と共有されており、それらの集合に過ぎない貸出記録を提供しても、個人情報保護条例の義務違反にはならない？
- 読書内容が提供され、不利益が生じたとしても、読書内容そのものは個人情報とではないため、図書館側には何の義務も責任もない。(地公法60条の罰則のみ)



- 貸出記録が個人情報のどの部分にも該当しないということは明らかにおかしい。
- 登録簿には「その他の項目」の「その他」も存在する。ここに含まれないかどうか、学校図書館関係者は担当部局と調整するべき。

その他の項目	
<input type="checkbox"/>	意見・要望
<input type="checkbox"/>	相談内容
<input type="checkbox"/>	顔写真
<input type="checkbox"/>	その他
[	]
[	]
[	]



# アンケート調査結果 の報告と 問題提起

アンケート結果から  
見えてきた疑問点

# 調査対象・回収率

- 調査目的： 1990年代始めに確認された個人情報保護の理念は実践されているのか？ **変化は見られないか？**
- 調査対象： 神奈川県内の高校図書館（設置主体は問わない／一部中学併設校も含む）
- 発送数：194
- アンケート配布： 5月17日
- 締め切り： 6月22日
- 回答数：110（県立97校、市立6校、私立7校）
- 回収率：56.7%（6月30日現在）

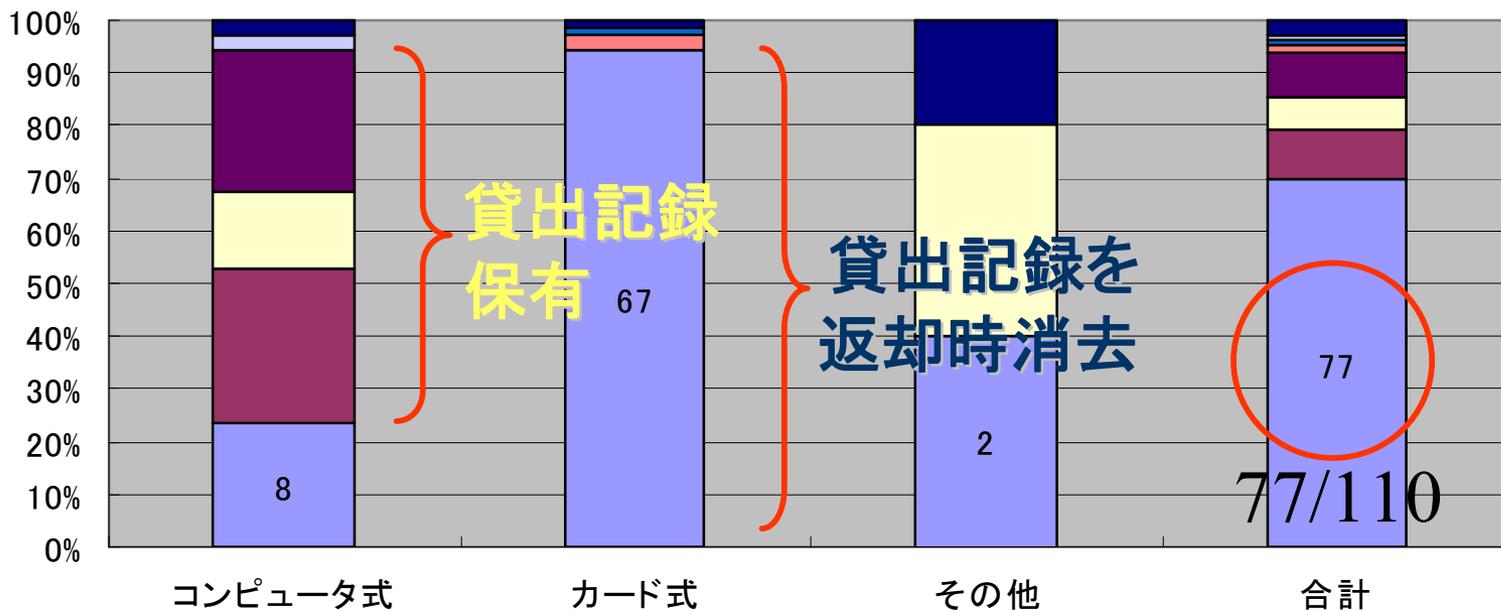
# 問題①

コンピュータ式でも貸出記録は返却後は残さない方がいいの？

- コンピュータ式の学校では、返却後も貸出記録が残るケースが多いようです。
- カード式と同じように、貸出記録を完全に消去するべきと考えますか？
- 利用者本人から残して欲しいという要求があった場合は残してもいいと思いますか？

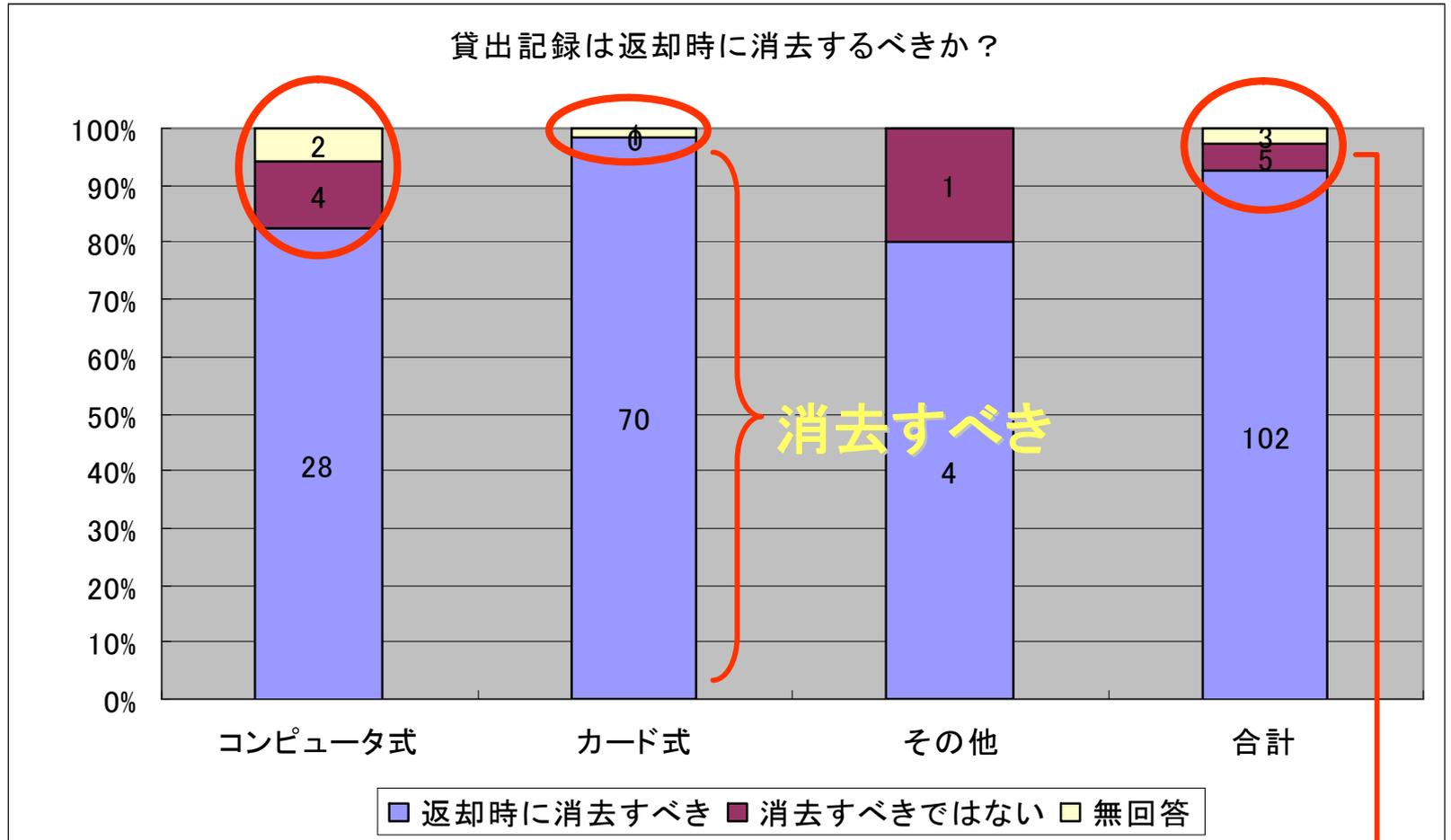
# コンピュータ式では34校中8校のみ返却時に記録を消去、それ以外は一定期間保有している

貸出記録の保有状況



- 1) 返却時に消去
- 2) システムログとして残る
- 3) 年度末に消去・廃棄
- 4) 年度末に返却
- 5) 卒業時に消去・廃棄
- 6) 卒業時に返却
- 7) 決まっていない
- 8) 分からない・把握していない
- 9) その他
- 10) 無回答

# 大半が返却時消去に賛成、ただし、コンピュータ式では返却後も残すべき、または分からないという回答の比率が高まる



消去すべきではない 5人(県立3、市立1、私立1)  
無回答(分からない) 3人(県立2、私立1)

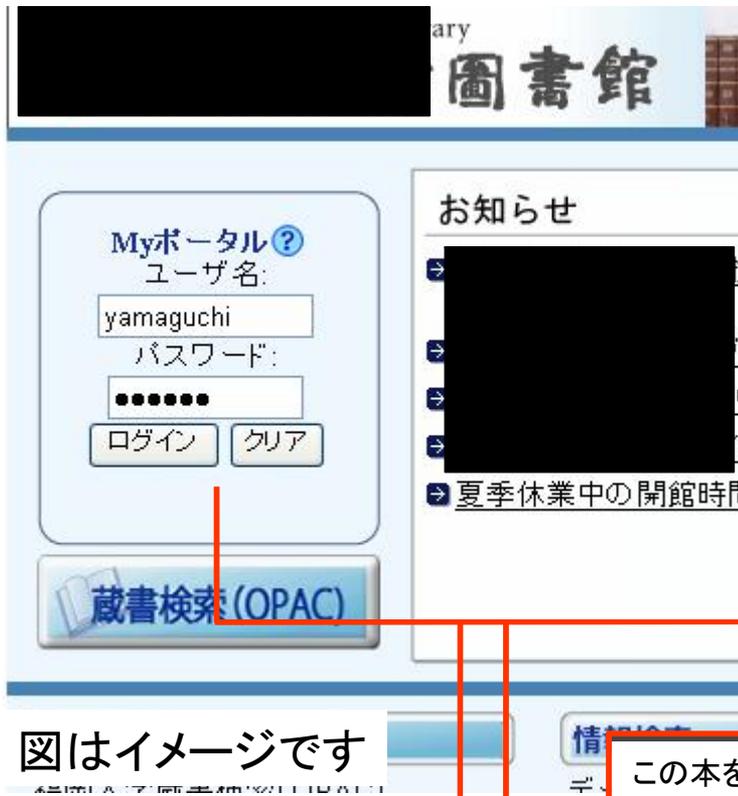
## 返却時に貸出記録を消去しない方がよい理由は「本人が知りたがる」.....

- 履歴を知りたがる生徒は毎年いるので、本人以外に知らせないことを徹底できれば、残した方が良いと思う。
- 以前借りた本を知りたいという要望があるので、在学中は残したい。
- 在学中の履歴を知りたがる生徒が多いので。



コンピュータ式では記録を残しながら、漏洩を防ぐことが技術的に可能。プライバシーを守ることを前提に、貸出記録を活用してもよいのか？

# 図書館ポータルサイトの研究では読書履歴を残して活用するサービスが検討されている



あなたにぴったり！ おすすめの新作図書

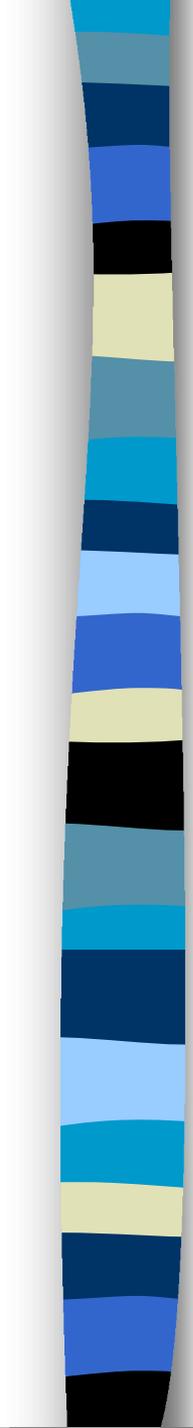


個人用のトップページで過去の貸出履歴を分析して、その利用者が興味を持ちそうな新作図書を紹介

この本を借りた人は他にもこんな本を借りています



検索結果を図書館サーバーに保存して、参考文献リストを残しておく



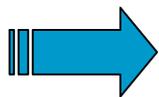
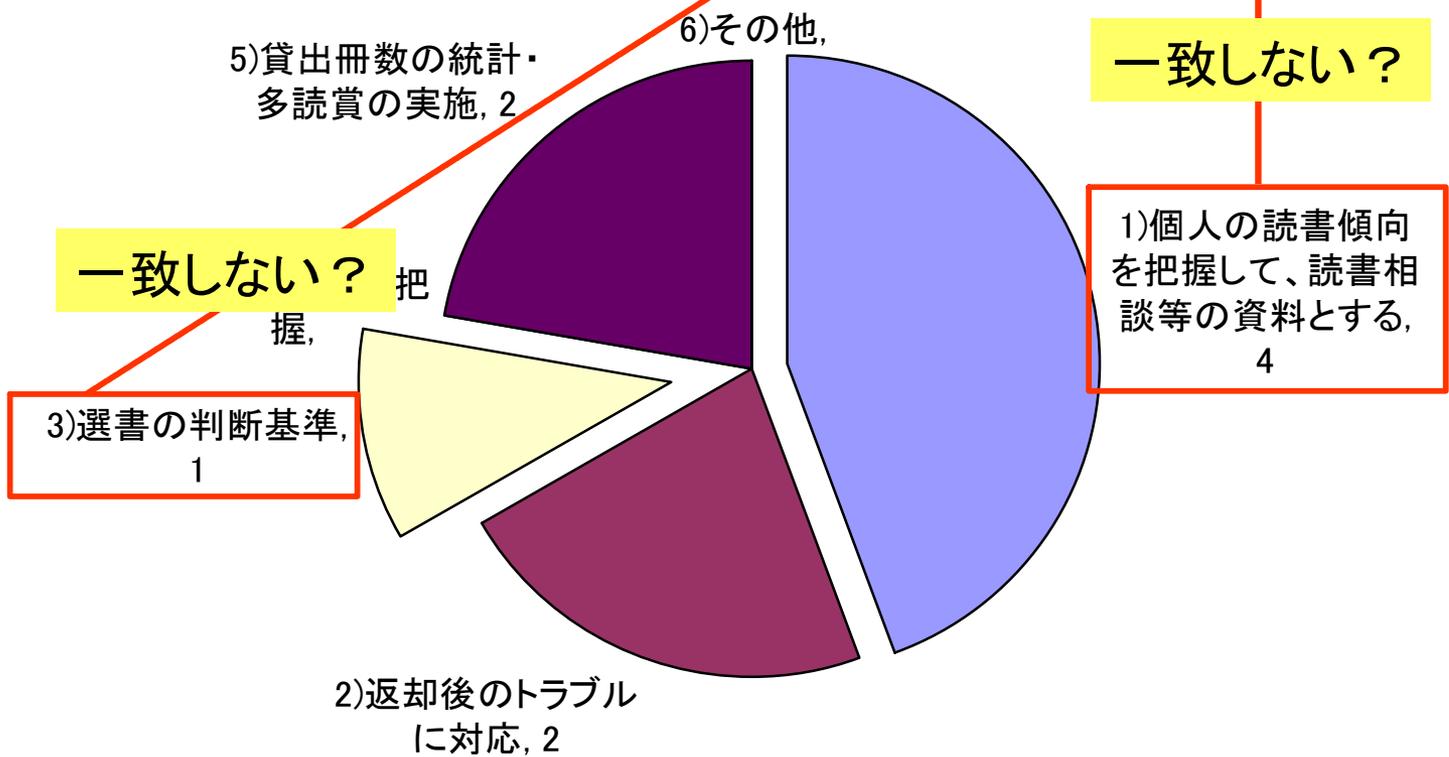
## 問題②

貸出記録を集める用途は本当に「資料管理」だけなの？

- 学校図書館の貸出記録(個人の記録)を、サービス向上のために積極的に活用することについてどう思いますか？
- 例えば、貸出記録を読書相談や選書の参考にすることについてどう思いますか？

# 返却後も貸出記録を保有している(システムログ以外)23校の内、返却後の記録を図書館員自身が利用しているのは9名.....

個人情報記録から検索し得る個人の類型	児童・生徒及び図書館利用者 の個人情報
個人情報を取り扱う目的	図書貸出しの把握及び返本請求のため



選書の判断基準、個別読書相談の資料とする、など、貸出記録を「資料管理」以外に活用してもよいのか？

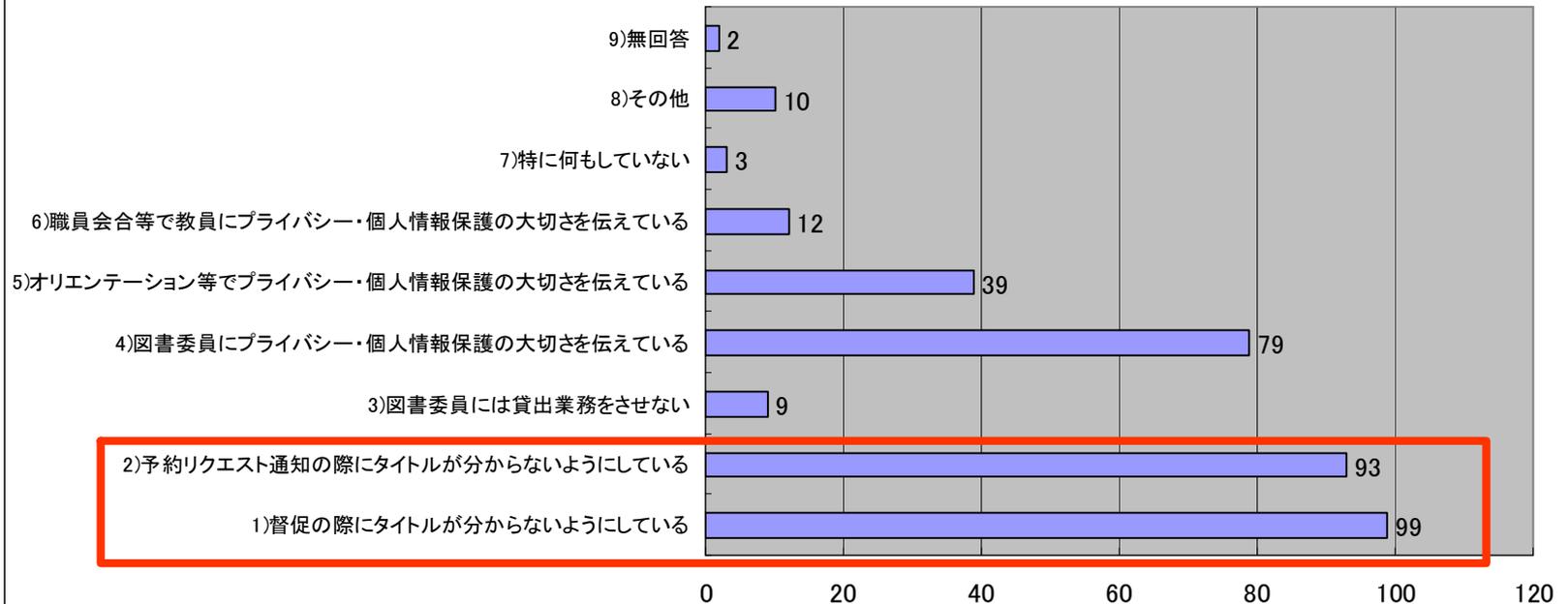
## 問題③

貸出記録に触れることができる「学校図書館員」とは誰か？

- 学校図書館には、図書委員や司書教諭など、学校図書館の業務に関わる人々が複数存在します。
- 司書以外の第三者が、貸出返却業務や督促等の際に利用者のプライバシーである貸出記録に接することをどう考えますか？

# 延滞情報、予約リクエストの通知においては書名を伝えない配慮がなされているが.....

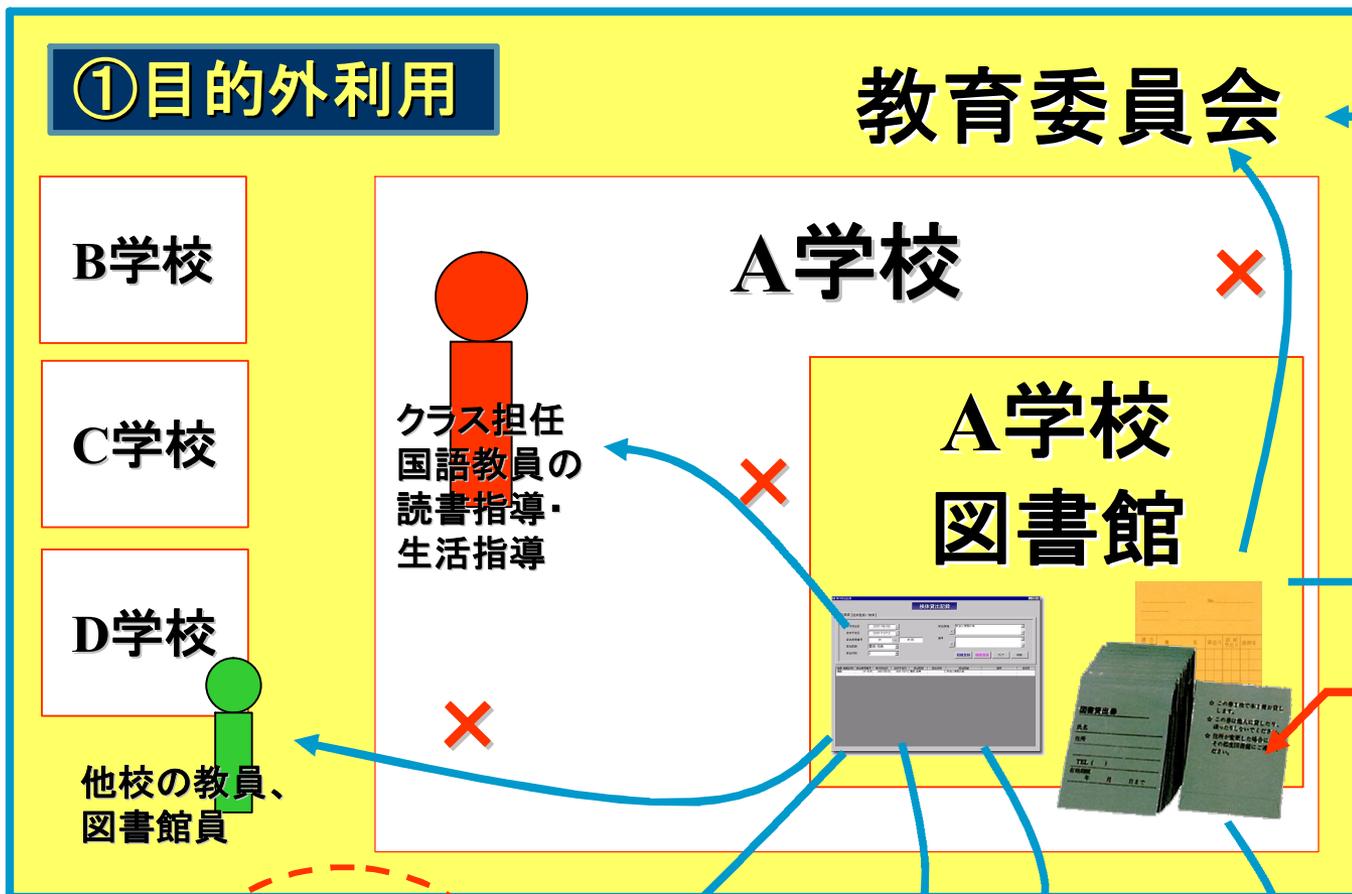
個人情報・プライバシー保護について気を付けていること



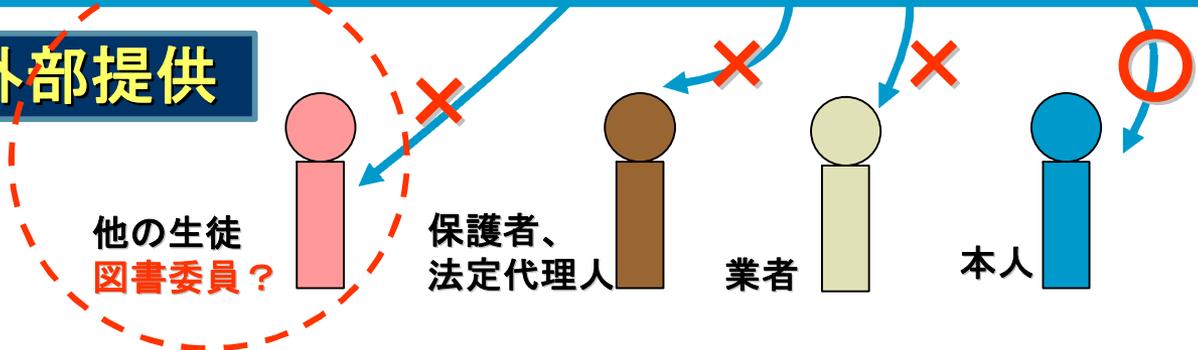
「図書委員には貸出業務をさせない」は 9名(8.2%)、  
「プライバシー・個人情報保護の大切さを伝えた上で、図書委員に貸出業務の一部を任せている」は 79名(71.8%)

# 第9条 利用及び提供の制限

## ①目的外利用

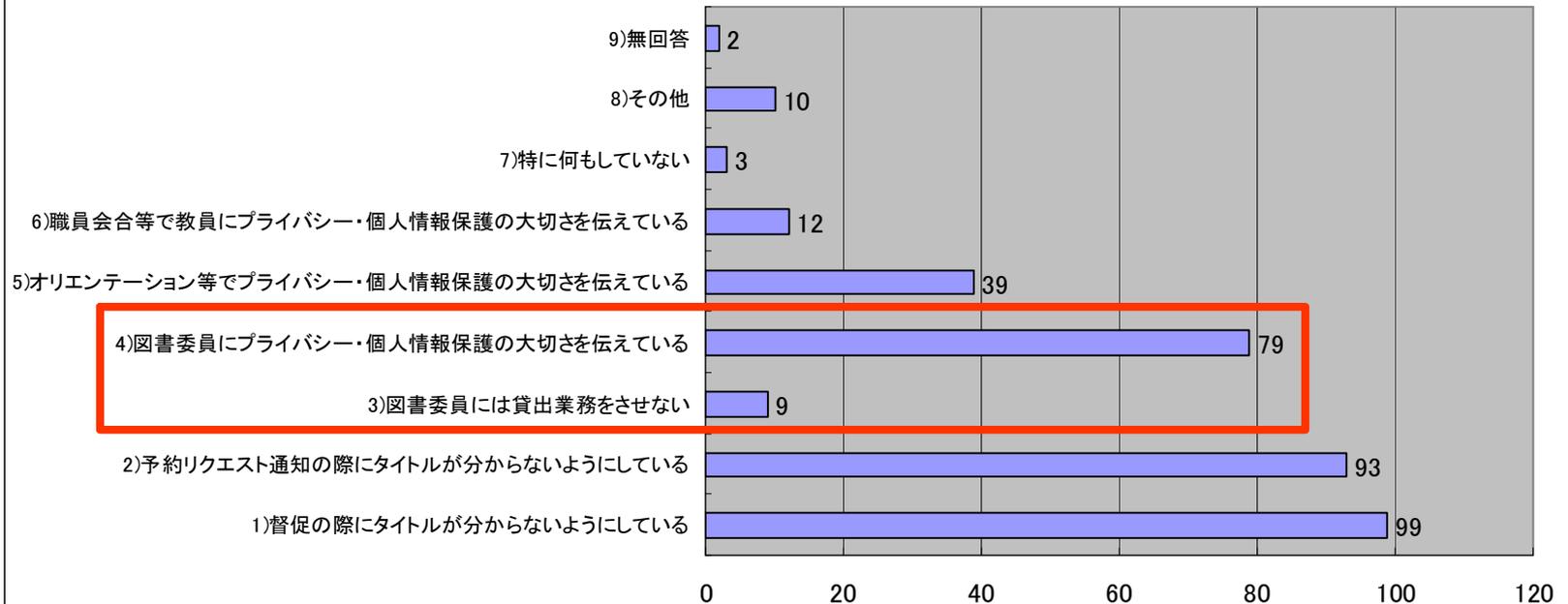


## ②外部提供



# 延滞情報、予約リクエストの通知においては書名を伝えない配慮がなされているが.....

個人情報・プライバシー保護について気を付けていること



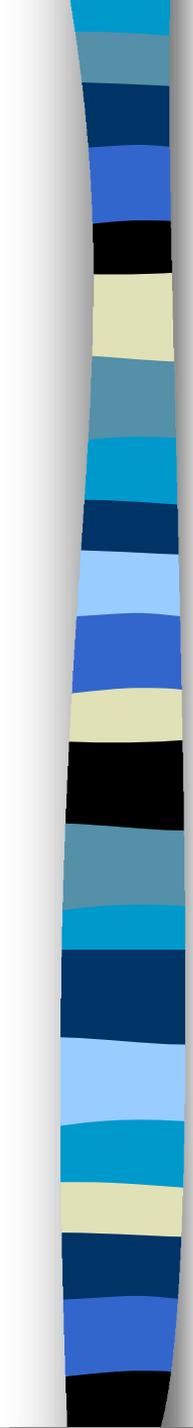
「図書委員には貸出業務をさせない」は 9名(8.2%)、  
「プライバシー・個人情報保護の大切さを伝えた上で、図書委員に貸出業務の一部を任せている」は 79名(71.8%)

## 専門的な知識を持たない人物が貸出記録に触れている現実には肯定されるのか？

- 法的責任を課すことができない子どもに、思想・信条に関わる個人情報扱を扱わせてよいのか？
- 条例では、実施機関の職員、または業務委託先の職員以外の目に個人情報が触れてしまえば、外部提供、漏洩となる。条例違反の可能性も？
- 人手不足は図書委員に貸出記録を扱わせることの絶対条件にはならないはず。



専門知識を持たない人物に「貸出記録に触れさせてよい」とする考えには、「貸出記録なんて誰に見られてもよい」という本音が隠されているのでは？  
(同じことは、司書教諭にも当てはまるのでは？)



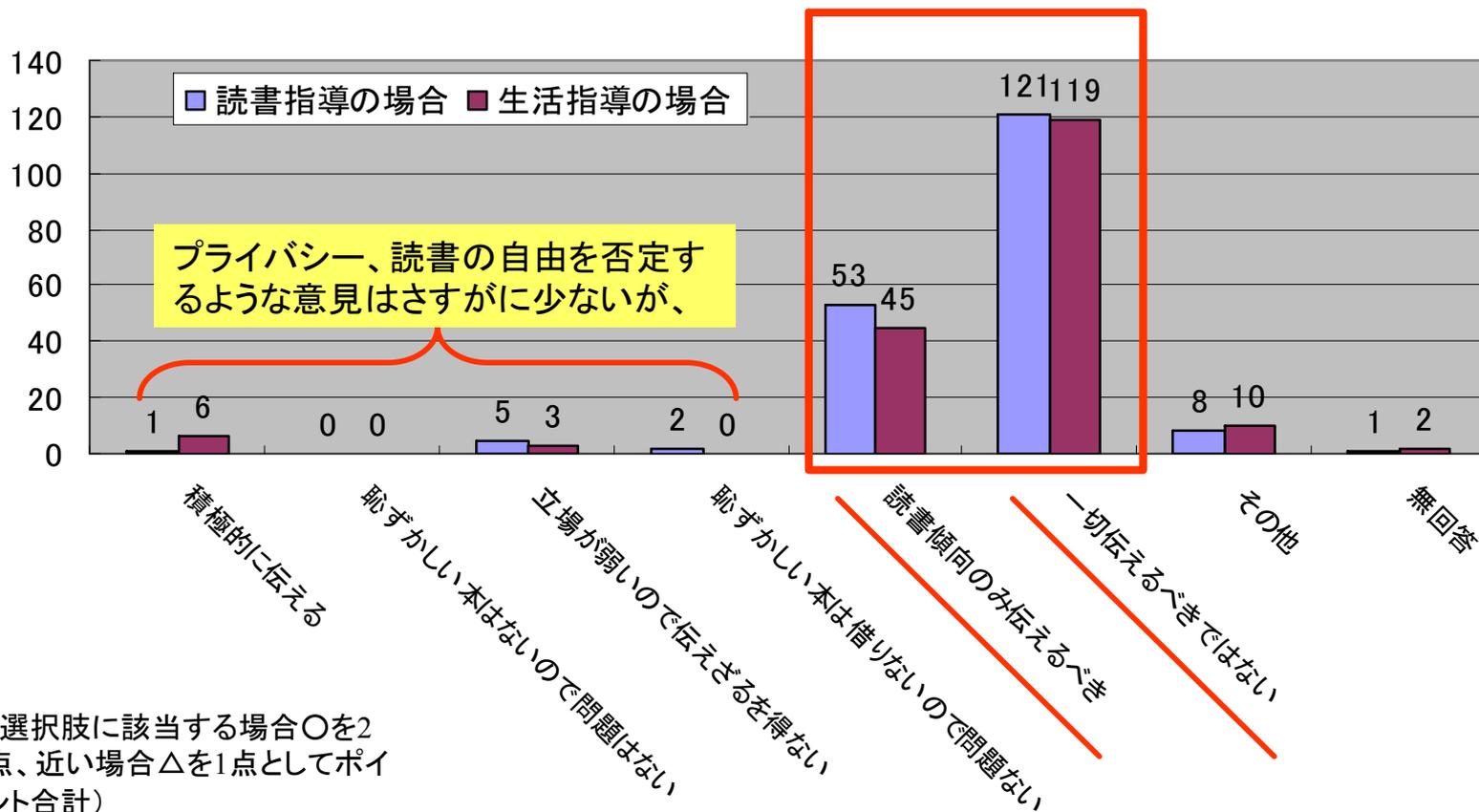
## 問題④

貸出記録を読書指導、生活指導などを目的として求められたらどうする？

- 貸出記録について、教育的な観点から情報提供を求められた時、どこまで提供しますか？
- 提供する、しないの判断は誰が行うべきだと思いますか？

# ブラウン式でも貸出中の記録は残る。返却後も記憶に残る.....求められたらどうするべき？

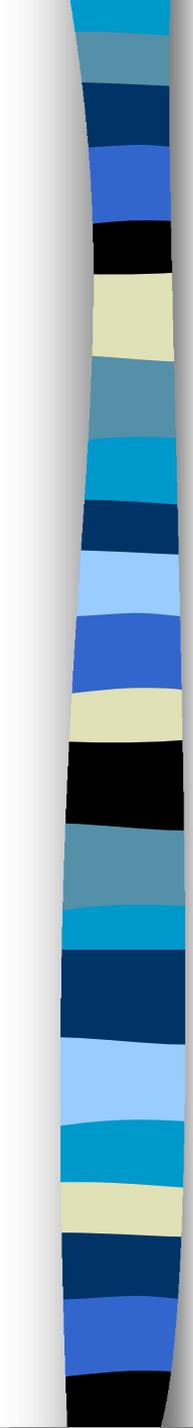
貸出記録への教育的利用要求への対応



「一切伝えない」が多数を占めるが、  
「読書傾向のみ伝える」という意見も3割近く存在する。

## 個人情報保護条例では条件付きで認められる

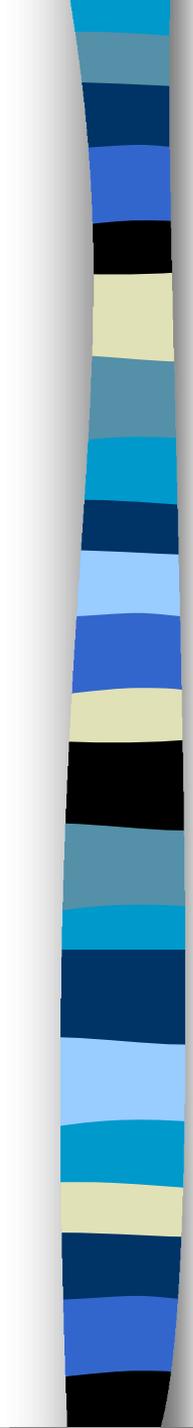
- 登録簿上、貸出記録の用途は「資料管理」に限定されており、それ以外の用途で用いた場合は「目的外利用」となる。
- ただし、実施機関の業務に関わりのある利用であれば、**目的外利用であっても、罰則は科されない。**
- さらに、条例9条では、目的外利用禁止の適用除外例として、「(3)個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき」という規定も。

- 
- 学校図書館の存在が生徒にとって身近になればなるほど、貸出記録の教育的な利用価値は高まっていく。
  - 現時点で問題がないとしても、学校図書館活動が盛んになればなるほど、こうした問題は身近になってくるはず。

自殺、妊娠、  
性感染症、  
DV、障害事件  
.....

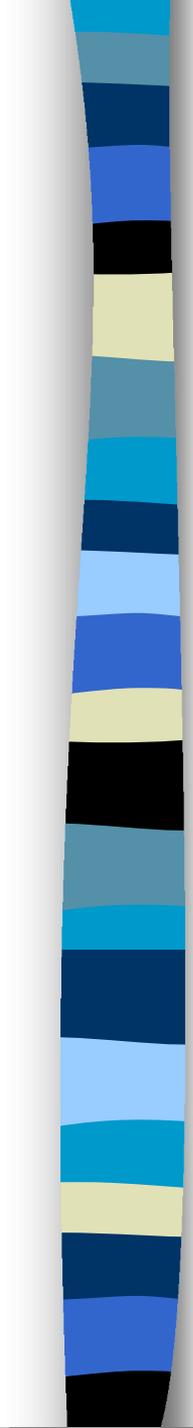


どのような場合にどのように対応するのか、どこまで提供すべきなのか、またその判断をどのような組織で行うのか、しっかりと検討していく必要があるのでは？



# おわりに

- 個人情報保護法令はもともと「学校の中にある図書館」という特殊な存在を想定して作られたものではないため、理解が困難であり、解釈が曖昧な部分も残されている。
- 個人情報保護条例の施行を、日々の業務を見直していくきっかけとして積極的にとらえ、プライバシー保護のあり方を含めて、より幅広い視点から、学校図書館の義務、役割について検討していくべき。



ご静聴ありがとうございました